

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、朝霞都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域で、都心から約 20km 圏にあり、埼玉県の一部に位置しています。

### 【3・4・3 中央通線】

本路線は、和光市境を起点とし、新座市境へ至る市の中央部を東西に横断する幹線街路です。

### 【3・4・14 駅西口富士見通線】

本路線は、3・4・3 中央通線と 3・4・11 本町通線を南北に結ぶ幹線街路です。

## II. 変更の必要性

3・4・3 中央通線については、都市計画決定後、本路線に連結する和光都市計画道路が廃止され、広域的な交通ネットワークとしての連続性が失われたことに加え、本路線に近接して郷戸特別緑地保全地区に指定された斜面林等の貴重な自然環境が残されていること、更に、市道 1 号線等の周辺道路についても整備が進捗していることから、和光市境から 3・4・8 黒目川通線との交差点までの区間を廃止するものです。

また、3・4・14 駅西口富士見通線については、起点となる 3・4・3 中央通線が廃止され、都市計画道路間を結ぶ交通ネットワーク機能の必要性が失われたため、起点から主要地方道朝霞蔵線までの区間を廃止するものです。

さらに、主要地方道朝霞蔵線と、これに並行する幹線街路である市道 5 号線との交通ネットワークを強化するため、これらの路線を南北に結ぶ区画街路として 7・5・1 本町 1 号線を新設するものです。

## III. 変更内容

| 名称              | 延長   | 車線数  | 幅員  | 内容        |
|-----------------|------|------|-----|-----------|
| 3・4・3 中央通線      | 940m | 2 車線 | 16m | ・ 一部区間の廃止 |
| 3・4・14 駅西口富士見通線 | 179m | 2 車線 | 18m | ・ 一部区間の廃止 |
| 7・5・1 本町 1 号線   | 46m  | 2 車線 | 12m | ・ 追加      |

## IV. 関連する都市計画

朝霞都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・ 用途地域（朝霞市決定）
- ・ 高度地区（朝霞市決定）

